

富士河口湖町小規模事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置適用の影響を受け、売上げが減少した小規模事業者に事業の継続、立て直しやそのための取り組みに対して、事業継続支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、富士河口湖町補助金等交付規則(平成 15 年富士河口湖町規則第 37 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「小規模事業者」とは小規模企業者であって中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する事業者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付対象者は、小規模事業者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人または法人で、従業員 5 人以下の小規模事業者であること。
- (2) 令和 2 年 9 月以前から引き続き同一事業を営み、今後も事業を継続する意思を有すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置適用の影響を受け、令和 3 年 8 月または 9 月の売上げが令和元年 8 月、9 月または令和 2 年 8 月、9 月のいずれかの 1 か月に比較して 20% 以上減少していること。ただし、山梨県より臨時特別協力要請に係る休業要請協力金、まん延防止等重点措置適用に伴う飲食店等へ休業等要請協力金を受給されている事業者は、その額を 8 月または 9 月分の収入として計算すること。
- (4) 当町の町税に未納がないこと。
- (5) 交付対象事業を経営する者が(法人であっては、代表者及び役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 政治および宗教団体とその関連する組織でないこと。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、売上げの減少率が 20% 以上 40% 未満は 5 万円、40% 以上は 10 万円とし 1 事業者につき 1 回限りとする。

(支援金の申請)

第 5 条 前条の規定により支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までに、富士河口湖町小規模事業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)と、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 売上げの減少が分かる書類の写し(売上げ台帳、現金出納簿、確定申告書等)
- (3) 本人確認書類の写し(法人にあっては代表者の本人確認書類、個人にあっては運転免許証、パスポート、保険証等)
- (4) 事業を営んでいることが確認できる書類の写し(開業届、直近の確定申告書、履歴事項全部証明書、営業に関する許認可書類等)
- (5) 振込先口座の金融機関名、支店(店番)、口座番号、口座名義人が記載された通帳またはキャッシュカードの写し
- (6) 納税証明書(令和2年度分)
- (7) 山梨県休業等要請協力金申請書の写し

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、富士河口湖町小規模事業者等事業継続支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付決定を受けた場合は、交付金の決定を取消することができる。

(交付金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布日から施行する。